



## 2020MSC あきたスーパースラローム/ADVAN 桃豚 CUP

### 特別規則書

#### 第1条 競技会の定義および組織

本競技会は、一般社団法人日本自動車連盟(JAF)の公認のもとに国際自動車連盟(FIA)のF I A国際モータースポーツ競技規則および、その付則に準拠した一般社団法人日本自動車連盟(JAF)の国内競技規則および、その付則に従い準国内格式として開催される。

#### 第2条 競技会の名称

2020年JAF 東北ジムカーナ選手権第6戦  
2020年JMRC 全国オールスター選抜第6戦  
2020年秋田県ジムカーナシリーズ 第4戦  
2020MSC あきたスーパースラローム/ADVAN 桃豚 CUP

#### 第3条 競技種目

ジムカーナ

#### 第4条 競技の格式

JAF 公認：準国内格式競技(2020-6107)

#### 第5条 開催日

2020年9月20日(日)

#### 第6条 競技会開催場所

新協和カートランド(公認No.2020-I-0501)  
〒019-2412 秋田県大仙市協和荒川嗽沢 1-2  
TEL 018-873-3966

#### 第7条 オーガナイザー

モータースポーツクラブあきた(AKITA)  
代表(立川 敬士)  
〒010-1422 秋田県秋田市仁井田目長田 2-3-27  
TEL 018-839-0834  
奥州ビクトリーサークルクラブ(奥州VICIC)  
代表 小野守平  
〒989-3121 仙台市青葉区郷六字龍沢 2 5  
エムプイサポート内  
TEL 022-226-8961

#### 第8条 大会役員

審査委員長 植松 聖史(K.O.S)  
審査委員 鎌田 英告(TARONPE)

#### 第9条 組織委員会

組織委員長 加藤 正美(AKITA)  
副組織委員長 小野 守平(奥州VICIC)  
組織委員 立川 敬士(AKITA)  
組織委員 伊藤 久(AKITA)

#### 第10条 競技会主要役員

競技長 立川 敬士(AKITA)  
副競技長 菅原 智志(AKITA)

コース委員長 吉敷 憲幸(奥州VICIC)  
計時委員長 保坂 重己(AKITA)  
技術委員長 佐々木 洋(AKITA)  
救急委員長 加藤 正道(AKITA)  
事務局長 小野 守平(奥州VICIC)

#### 第11条 参加申込・参加料(費用)・期間

◆参加申込先  
〒010-0042 秋田県秋田市桜 1 丁目 3-26  
熊谷 修  
TEL 090-4633-1094 FAX 018-834-0805  
HP <http://msc-akita.com>  
E-mail [mscakita2015@gmail.com](mailto:mscakita2015@gmail.com)

◆振込先  
北都銀行 桜支店 普 1023788  
モータースポーツクラブあきた 会計 熊谷 修

◆参加受付期間  
2020年8月31日(月)～9月14日(月) 必着

◆参加費用(現金書留・銀行振込)  
JAF 選手権クラス ¥14,000-  
(JMRC 会員以外 ¥15,000)  
秋田県シリーズ ¥8,000-  
ビギナークラス ¥6,000-  
(学割→ ¥5,000 女子は¥3,000)

#### 第12条 競技会のタイムスケジュール

ゲートオープン 6:30  
競技参加受付 7:00～8:00(クラス毎)  
公式車検 7:20～7:50  
慣熟歩行 7:10～8:00  
開会式・ブリーフィング 8:30～  
第1ヒートスタート 9:00～  
(秋田県シリーズ練習走行から)  
慣熟歩行 第1ヒート終了後  
第2ヒートスタート 慣熟歩行終了後  
表彰式 正式結果発表後

#### 第13条 その他の事項

- 1) 公式通知の掲示場所はコントロールタワー周辺
- 2) ドライバーズブリーフィングはコントロールタワー周辺
- 3) ドライバーの服装はスピード競技開催規定に従うこと

#### 第14条 競技の参加制限・クラス成立台数

最大参加台数は原則として制限しないが、クラス成立は3台以上とする。(秋田県シリーズはクラス成立制限なし)

#### 第15条 参加資格

2020年全日本ジムカーナ・ダートトライアル選手権規定第13条に従う。

## 第16条 車両変更

2020年全日本ジムカーナ・ダートトライアル選手権規定第25条に従う。

## 第17条 信号合図

2020年全日本ジムカーナ・ダートトライアル選手権規定第29条に従う。

## 第18条 参加車両・JAF東北ジムカーナ選手権クラス区分

2020年JAF国内競技車両規則に合致した車両で尚且つ、2020年全日本ジムカーナ・ダートトライアル選手権規定第11条及び第12条に従い下記クラス区分とする。

### ☆PN1 クラス

気筒容積 1600cc 以下の 2 輪駆動(FF・FR)の PN 車両※1

### ☆PN2 クラス

気筒容積 1600cc を超える 2 輪駆動(FF・FR)の PN 車両※2

### ☆PN3 クラス

気筒容積 1600cc を超え 2000cc 2 輪以下の後輪駆動(FR)の

PN 車両で FIA/JAF 両公認発行年または JAF 登録が

2012 年 1 月 1 日以降の車両※2

### ☆PN4 クラス

PN1 クラス・PN2 クラス・PN3 クラスに該当しない PN 車両※2

### ☆NSA-2WD クラス

2 輪駆動の N 車両、SA 車両※3

### ☆SA-2WD クラス

排気量制限なしの 2 輪駆動の SA・SAX 車両

### ☆SA-4WD クラス

排気量制限なしの 4 輪駆動の SA・SAX 車両

### ☆SCD クラス

SC 車両・D 車両

### ☆AE クラス

AE 車両※3

※1 の記号のあるクラスは

2014 年度全日本ジムカーナ・ダートトライアル選手権統一規則第 2 章第 2 条 2 を適用する。

※2 の記号のあるクラスは

2020 年度全日本ジムカーナ・ダートトライアル選手権統一規則第 2 章第 2 条 2 を適用する。

※3 の記号のあるクラスは以下のタイヤ規制を適用する。

(1)2019 年 12 月 31 日時点で 1 銘柄で単一コンパウンドかつ国内販売が

30 サイズ以上のラインナップを有すること。

(2)上記(1)を満たしたタイヤで、かつタイヤ接地面にタイヤを 1 周する連続

した複数の縦溝を有してること。

(3)縦溝はトレッドウェアインジケータ (スリップサイン) が出るまで維持

されていること。

(4)上記を満たしたタイヤで左右対称パターンであること。

(補 足)

2020 年選手権規則の中で NSA-2WD クラスについて補足します

(左右対称パターン)はセンターを中心に左右のデザインが同一であることと

します。例 (BS RE-71R / DL Z2-Z3 / YH AD08R) 上記以外でも国内外問わず、適用となるタイヤがあり、証明していただければ使用可能です。

## 第19条 順位の設定

2020年全日本ジムカーナ・ダートトライアル選手権規定第31条に従う。

## 第20条 競技会の成立、延期、中止、短縮

2020年全日本ジムカーナ・ダートトライアル選手権規定第31条に従う。

## 第21条 参加受理

参加の受理 受理書の発送は致しません。当クラブ HP または JMRC 東北の HP 上で確認願います。

また不受理もしくは不成立の場合は電話にてその旨通知する。

## 第22条 一般安全規定

2020年全日本ジムカーナ・ダートトライアル選手権規定第32条に従う。パドック内において行う行動・作業等は十分安全に留意し、自己の責任で行うこと。

## 第23条 リタイヤ

リタイヤ後の車両の処置については競技役員の指示を仰ぐこと。

## 第24条 計測

スピード競技開催規定第14条に従う。光電管使用、バックアップとして自動計測器または、2個以上のストップウォッチを使用する。

## 第25条 失格規定

下記の項目に該当する場合は競技会審査委員会の裁定により失格となる場合がある。

- 1) 競技役員の重要な指示に従わなかった場合。
- 2) 不正行為を行った場合。
- 3) 車両保管中、申告無しに競技車両を持ち出したり修理した場合。

## 第26条 賞典

### ■JAF 東北ジムカーナ選手権クラス

3 台 . . . . . 1 位のみ表彰・副賞

4 ~ 5 台 . . . . . 2 位まで表彰・副賞

6 ~ 7 台 . . . . . 3 位まで表彰・副賞

8 ~ 9 台 . . . . . 4 位まで表彰・副賞

10 ~ 11 台以上 . . . . . 5 位まで表彰・副賞

12 台以上 . . . . . 6 位まで表彰・副賞

※JAF ドルは 3 位まで

#### ■秋田県シリーズクラス

- 3台・・・・・・・・・・1位のみ楯または副賞
- 4～5台・・・・・・・・・・2位まで楯または副賞
- 6～7台・・・・・・・・・・3位まで楯または副賞
- 8～9台・・・・・・・・・・4位まで楯または副賞
- 10～11台以上・・・・5位まで楯または副賞
- 12台以上・・・・・・・・・・6位まで楯または副賞

### 第27条 遵守事項

2020年日本ジムカーナ/カートリアル選手権規定第33条に従う。

- 1) すべての参加者は明朗かつ公正に行動し、放言を慎み、スポーツマンシップに則りマナーを保たねばならない。
- 2) 競技中または競技に関する業務に就いているときには、薬品等によって精神状態を偽ったり、飲酒してはならない。
- 3) オーガナイザーや大会後援者・競技役員・競技会審査委員会の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。
- 4) すべての競技運転者は、競技会に有効な保険に加入することを強く推奨する。(JMR C 共済会可)
- 4) 競技ドライバーは、全員表彰式に出席すること。

### 第28条 損害の補償

- 1) 参加者・競技運転者は参加車両及び付属品の損害、盗難、紛失等の被害および会場の施設、器物を破損させた場合の補償など、理由の如何に関わらず各自が責任を負わなければならない。
- 2) 参加者・競技運転者・サービス員・ゲストはJAFおよびオーガナイザー・大会役員・競技役員・大会雇用人が、一切の損害賠償責任を免除されていることを承認しなければならない。大会役員・競技役員が、その任務遂行に起因するものであっても、参加者・競技運転者・サービス員・ゲスト・観客・大会関係者の負傷、死亡、車両損害に対して一切の損害賠償を負わないものとする。

### 第29条 新型コロナウイルス感染症に関する特別措置

- 1) 会場内(車外)ではマスクを着用すること。
- 2) ソーシャルディスタンスを保つこと。
- 3) 参加受付はコントロールタワー外に窓口を設け行う。その際はソーシャルディスタンスを保ち、クラス毎に時間を区切って行う。
- 4) 開会式及びドライバーズブリーフィングは主催者が指示する新型コロナウイルス感染予防に関する各種対策を守ったうえで行う。